

第2回栃木県産業再生委員会議事録

◆ 日 時 平成16年9月13日(月) 14:00~16:00

◆ 場 所 栃木県総合文化センター特別会議室

◆ 出席者

<委員>

藤本委員長

亀田副委員長

荒井委員、新江委員、伊藤委員、大串委員、小川委員、片岡委員、金井委員、
菊池委員、久保委員、小関委員、佐藤委員、須賀委員、鈴木委員、高田委員、
高橋委員、谷口委員、千葉委員、中川委員、中村委員、野口委員、野田委員、
船曳委員、北條委員、前田委員、峰岸委員、三森委員

(28名) ※欠席2名

<オブザーバー>

黒田オブザーバー、高橋オブザーバー

< 県 >

須藤副知事、山中商工労働観光部長、須藤商工労働観光部次長兼産業政策課長、
中山商工労働観光部次長 船橋土木部次長兼監理課長

ほか商工労働観光部参事及び各課長

<出席を求めた参考人>

足利銀行池田頭取

◆ 会議内容

1 開 会

【藤本委員長】

議題に入る前に前回の委員会の議事の確認をすると、要点は三つある。

一つ目は、一時国有化された足利銀行の取組みや新しい経営計画の内容について各委員の共通理解が必要であろうということで、足利銀行を招聘すること。

二つ目は、知事から諮問を受けた「県内の産業及び地域の活性化並びに地域金融の再生方策」について、幅広い諮問内容であるため焦点を絞ることや重点的に議論する、あるいは部会を設置してはどうかということ。

三つ目は、足利銀行の一時国有化に関して、観光地や建設業への影響等についての発言があり、特に副知事から建設業についての意見が出され、早急に関係部局と調整し具体策についてできるものから検討していきたいとの意見が出されたこと。

したがって、本日の議事は、まず最初に産業の活性化ということで、副知事から発言があった建設業に関して、前回の委員会の後に検討したものがあれば、県から報告を受け、次に足利銀行から、去る6月11日に公表された「経営に関する計画」などについて説明を受け各委員の共通認識をもっていただくと同時に、委員会の今後の進め方につ

いて具体的な審議を進めてまいりたいと考えているので、本日はこのような流れで議事を進めることとしてよろしいか。

また、本日は栃木県産業再生委員会運営要領に基づき会議を公開としてよろしいか。

(各委員から異議なしの発言)

2 議 事

(1) 産業の活性化について

船橋土木部次長兼監理課長から「県における建設業の支援策について」(資料No1)に基づき、取組状況について説明した。

【前田委員】

- 公共事業は若干増えており、我々のことを良く考えていただき感謝しているが、前倒し80%の工事発注も大型工事や用地の確保に回ってしまい、業界全体に行き渡らないことを心配している。また、後半の工事発注が20%ということで大変と思っていたところ、補正予算やゼロ県債などいろいろ考えていただいている。何としても後半をよろしくお願いしたい。
- 建設業振興対策資金貸付金や下請セーフティネット債務保証制度などは、建設業者が困ったとき頼むものであるから、速やかに出していただく方法を考えていただきたい。
- 新分野進出では、建設業者数に対して工事量は漸減していくわけであるから、当然何とかしなくてはならない。今の建設業者の数ではやっていけないだろうということは誰でも考えていることであるが、前回の委員会でも申し上げたとおり、何をやるのかということについては思いつかない状況である。また、全国的に見ても実際の成功例が少ないように見受けられるため、誰もがどうしたらよいか迷っている状況である。いずれにしても、この問題は真剣に考えていかなくてはならないと思っている。セミナーや建設業再生アドバイザー制度などを設けていただいているので、このような方からいろいろな話を聞きながら勉強するのも一つの方法であると考え。
- 合併問題については、非常に難しい問題であるため、現在では思いつかない状況である。いずれにせよ、我々建設業界は仕事が少ない状況なので、何としても仕事を確保したいというのが本当の気持ちである。

【藤本委員長】

- 前回いただいた意見を含めて、建設業界の状況に照らし合わせて、県のこういった支援策を強力かつ速やかに進めていただきたいとの意見として承ってよろしいか。

(前田委員了承)

【佐藤委員】

- ただいまの件であるが、お気持ちはよく分かるが、これからずっとこの公共工事

の発注確保の議論をしていくことは不可能に近いと思う。

一時的な措置として今やらなくてはならない問題であるが、財源的に非常に厳しい中で、この繰り返しというのはまず不可能に近い。

したがって、今お話があった新分野への進出、あるいは合併の問題などが出てくると考えるが、これはいろいろな仕組みが整備されてきているので、それに基づき、それぞれが業界あるいは企業ごとに努力していかなければならない課題である。

- 県発注工事における下請けの県内業者選定の要請のことであるが、これは限られた事業の中で、より徹底を図るべき課題であるとする。今の話であると設計書にそういったことが記入されているということであるが、それで本当にそのことが徹底されるかという、それだけでは心とれないという気がする。過度に介入するということも抵抗があると思うが、今考えられる措置としては、例えば県庁の建てかえという大きな課題があって、できる限り県内の関連業者がその工事にかかわっていくということが当面の大きな課題であるから、より徹底を図っていただき、下請の業者のチェックや材料のチェックをよりしっかりとやっていただきたい。

【藤本委員長】

- ご要望として受け止めさせていただく。

委員長からの意見で恐縮であるが、資料1のIの3の②の「新分野進出・経営多角化等に関するアンケート調査の実施」の件であるが、当委員会に報告や資料の提供等が予定されているのか。

【船橋土木部次長兼監理課長】

- 要請があれば当委員会への報告は可能である。

(2) 足利銀行の「経営に関する計画」等について

足利銀行池田頭取から足利銀行の「経営に関する計画」等について説明した。

- 当行は、昨年11月末、預金保険法第102条第1項第3号の特別危機管理銀行（一時国有化）の適用を受けた。同法第102条第1項第2号措置ではシステムリスク（企業の倒産やマーケットの混乱、決済システムの崩壊等が金融システム全体に悪影響を及ぼすリスク。）が回避できないとの判断のもとに、地域における円滑な資金供給を維持し地域への影響を最小限に止めるために適用された。

2号措置とは、金融整理管財人が専ら経営責任の明確化等資産の切り分け、受け皿譲渡ということに専念することであるが、当行の場合には、それと違って地域における円滑な資金供給、地域への影響を最小限に止める、ここに違いがある。

本趣旨に関しては、今年2月16日の衆議院予算委員会において担当大臣から「新たな計画に基づいて、まずしっかりと銀行を健全化させること。地域金融の円滑化に努め再生できるものは再生させていく。その中で経営の改善、財務の改善を進めて、国民負担を考えながら受け皿を探す。」とこのようなコメントがあった。

- 本日はこうした趣旨に基づいて、2月6日に大枠の計画、6月11日に決算確定と合わせて今後の経営計画を公表させていただいた。

・・・以下「経営に関する計画の概要」（資料No2）に基づき、平成16年3月期の

決算の概要(収益の状況、資産、負債の状況、不良債権の状況)、収益計画(主要計数目標)、ビジネスモデル(「収益基盤の再構築」「徹底した資産健全化」「ローコストオペレーション体制の確立」)について説明した。

- この計画について補足すると、私自身計画を策定するに当たり、この半年間、取引先が感じていることや、地域の状況、行内の雰囲気、もろもろの観点から現状把握に努めてきた。その結果、銀行経営をする上での計画のコンセプトを二つに集約した。

一つは、破綻で失った信頼の回復、これが原点である。すなわち、本来の地域銀行という原点に回帰して、小口金融、地域金融の拡大を図っていくこと。二つめに、当行が次のステージに向かうための基盤確立が重要である。それは、企業再生を含む不良債権の対策とローコスト化である。

このコンセプト化により、小口金融拡大に向けて、商品や金利価格の新たな設計を行い自己査定等格付運用の見直しも実施した。また、決裁権限の適正化や新型機能特化店の設置なども実施した。

まだまだ、いろいろ改革していくが、これまでの反省を踏まえて、新たな足利銀行としてこうした原点回帰の施策を打っていくのが重要と思って計画を策定している。

- 重要なのは、行員一人一人がこれまでの大玉ねらいから、地道にこつこつと業務をする、その思想行動に転換していくことが大切なことである。

また、当行の原点である、「泥臭さ」、これを表に出させることが必要で、いわばどぶ板を踏む、汗を流すということである。

そこで、私は、全店へ靴底を減らしてお客さんとコミュニケーションをしろと指令を出しているし、担当の執行役も取引先に自ら足を運んできめ細かなコミュニケーションをしている。

- また、企業再生に関しても、これまで定量的に評価したものを定性的な評価で取引先とコミュニケーションすることが重要であり、こうしたコミュニケーションを通じて、改めて取引先との目線を合わす努力もしている。
- 4月からスタートした時点では、取引先の再生数はどのくらいかなと一部不安であったが、数値では申し上げないが、現時点では、相当数がきちっと再生ができるという確信を持っている。

こうした過程を経て、当行の再生、その延長線として地域経済の再生にたどり着けば大変良いかなと思っている。

【藤本委員長】

- 足利銀行の経営計画について、特に二大コンセプトである信頼回復と基盤確立ということを核として大変丁寧なご説明をいただきお礼申し上げます。

【峰岸委員】

- 不良債権の状況であるが、昨年と今年の決算を比べると、3千何億円か減っているとのことであるが、これはどこどこを比較しているのか。

【池田頭取】

- 開示の不良債権は、16年3月は7,348億円、15年3月は5,350億円なので、トータルで1,998億円増加している。併せて申し上げたのは部分直接償却額の欄の数字で、これがオフバランスされたものである。

このオフバランスは帳簿に記載しておらず引き当て済みのものであり、これが今年は3,872億円、昨年は2,467億円あるということであるので、オンバランスとオフバランスを合計したものが、16年3月でいうと小計の7,348億円と部分直接償却額の3,872億円を合計した1兆1,220億円、これががグロスでの不良債権である。そこから既に完全に引き当て、償却したものが3,872億円あるので、ネットでは7,348億円であるということである。

【峰岸委員】

- この1年間（H15/3実績とH16/3実績比較）で不良債権が増えているが、その理由は何か。

【池田頭取】

- その原因については、当行の過去の問題あるいは預金保険法116条の調査委員会で厳密な原因を分析しているが、多くは客観的な基準を取り入れたということが一番大きいところである。

【峰岸委員】

- メジャー（ものさし）の違いということか。
- 実質業務利益については、27億円増えたことは大変結構なことだが、経費の削減が71億円なのに、なおかつ実質業務利益が27億円しか増えなかったということは、貸出利息というか、貸出債権が4,674億円減っているのもそのせいだということか。

【池田頭取】

- メジャーの違いが一番大きいところである。
また、昨年10月から11月以降、当行の取引先がじわじわ減ったことが主要因である。しかしながら、取引先については、本年7月から反転している。

【佐藤委員】

- 原則として今年度中にオフバランス化を目指すということであるが、その中身について、不良債権の状況の中で、数字的に見るとこの破産更生債権等というのがこれに当たると理解してよろしいのか。

【池田頭取】

- 16年3月期の1,564億円という破産更生債権等については、委員ご指摘のとおり、これを“原則”として今年度中にオフバランス化したいと考えている。
なぜ、原則かということ、この中には、グループ会社の中で一部お金をやりくりして利息をもらって延滞していないという取引先がある。そういった先については、

少し考慮しなくてはいけないということで、原則といている。

【藤本委員長】

- ただいま足利銀行池田頭取さんのお話をお聞きし、委員皆様が共通認識を持ったことは、これからの諮問事項を審議していく上で大変意義深いことであったと思う。

(ここで足利銀行池田頭取退場)

(3) 今後の審議の進め方について

【藤本委員長】

- それでは、議事(3)の今後の審議の進め方に移らせていただく。
足利銀行のお話を伺い、ようやく知事の諮問事項について調査検討を進めるためのスタートラインに立ったというところである。ただ、諮問事項は大変幅広く、議論の焦点を整理する必要があること、また、前回の会議で部会を設置してほしいとの意見があったことから、改めて委員各位の意見を伺いたい。

【中川委員】

- 見識をお持ちの方が委員として集まっておられるので、産業の再生及び金融という面から早急に二つ部会をつくっていただきたい。

【藤本委員長】

- 中川委員のいわれたとおり部会を設置する方が効果的であると考えてるので、部会を設置する方向で進めてまいりたい。
次に部会をどういう役割を持って設置するかということであるが、知事の諮問事項が「県内の産業及び地域の活性化並びに地域金融の再生方策」と幅広い内容となっているので、検討項目の絞り込みが必要ではないかと思われる。
事務局側で具体的な検討項目を示したものがあれば部会設置の参考にしたいがどうか。

【中山次長】

- 資料No3の委員会における今後の検討事項についてご覧いただきたい。
先ほど委員長から説明があったとおり、知事からの諮問事項が足利銀行が一時国有化されたことに伴い、県民生活や県内経済への影響を再評価し、県内経済の再生と活性化を図るための方策ということであり、大きく分けて、「県内産業及び地域の活性化」と「地域金融の再生」、この二つに分けることが適当ではないかと考えている。
資料No3では、この二つの事業を柱として、それぞれの項目ごとに具体的な事項を例として示させていただいたので、参考にさせていただければと思う。

【藤本委員長】

- ただいまの県からの発言のとおり、これを参考に二つ部会設置の意見をいただい

ればと思う。

【須賀委員】

- この資料に基づき、「県内産業及び地域の活性化」と「地域金融の再生」という二つの部会を設置してはいかがかと思う。
また、具体的な検討項目については、知事からの諮問事項が多岐にわたることから、ある程度絞り込む必要もあるかなということ、私個人の意見として4つ申し上げたい
- 一つ目は産業構造、あるいは構造改革をどう転換していくかということで、観光業では個人向け旅行やリピーターの確保、建設業では得意分野の技術をいかに高度化、特化していくかという問題がある。
地域においても、構造転換という課題がある。例として、車社会の中で公共交通機関のあり方や都市構造をどう転換していくのかという問題がある。
こうした構造改革ができた産業あるいは地域のみが不況から脱出できると思う。
- 二つ目は地域金融の円滑化である。
メガバンクと信金信組など地域金融機関の狭間の中で、地域金融のあり方、望まれる機能、ガバナンスのあり方、郵政公社の多様なサービスに対抗してどのような商品を提供していくのか、その中で公的金融機関とどう役割分担をしていくのかといった問題がテーマとなる。
- 三つ目はセーフティネットの構築ということで、産業では人や技術をどう守っていくか、金融ではベンチャー、起業あるいは新分野進出などにどのように支援していくかということが考えられる。ファンドもお金だけでなく、経営力、人材の供給が重要となってくる。
- 四つ目は健全な需要をどう増やすかということで、販路拡大などの需要の喚起に向けた活性化方策等が考えられる。
倒産が増えるといったことで、先行きに対する漠然とした不安感が広がる中で、個人消費が低迷していると思われるので、健全な需要を増やす方策を考えていただきたい。
また、産学官民でそれぞれ何ができるのか、どうあるべきか、あるいは国にどういった要請をしていくべきかを検討してほしい。

【中川委員】

- 須賀委員の2つ目の意見である地域金融の円滑化、再生については、足利銀行の破綻以降、私は県議会の中で主張してきたところであるが、特別危機管理銀行という状態にもかかわらず足利銀行に対する取引が維持されており、これからも期待され信頼関係があるということを感じている。
県も地域企業再生ファンドなどいろいろな方策を実施しているが、やはりリーディングバンクたる足利銀行に代わる受け皿という問題こそ最重要課題である。
これに関しては、いろいろ思惑があってあまり表にディスクローズできないという話を聞き及んでいるが、ぜひとも「地域金融の再生」部会においてリーディングバンクのリサーチ、受け皿銀行の創設について諮問いただきたい。

【須藤副知事】

- ただいま中川委員から受け皿銀行についても諮問していただきたいという意見があったが、大変恐縮であるが、受け皿銀行論については、決定権が国にあるので、県としては、受け皿銀行論について具体的なことを諮問するという考えはないのでご理解いただきたい。

【中川委員】

- 専権事項は最終的には国にあるが、この産業再生委員会は議会条例によりつくられたものであり、金融の再生については国に任せきりではなく、やはりそれなりのオプション、選択肢を持って強く要望していく、あるいは出資についてもこれに含めて考えるべきであると考えている。
地方分権の時代であり、経済も地方主権になるべきであると思っている。

【藤本委員長】

- 中川委員の意見は部会で検討いただくことになるかもしれないが、今のところはお意見として受け止めさせていただく。
また、部会については、「県内産業及び地域の活性化」と「地域金融の再生」、この二つの部会を設置することといたしたい。
次に、各部会に入らせていただく委員の選任であるが、その前に事務局からこの件についてご説明いただきたい。

【中山次長】

- 部会委員の選任であるが、資料No4の栃木県産業再生委員会条例をご覧ください。条例第8条第3項では「部会に属すべき委員は、委員長が指名する。」と規定されている。また、同条第2項には、「部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。」と規定されており、部会委員及び部会長の選任については、委員長の権限において定めることが可能となっている。

【藤本委員長】

- ただいま事務局から条例の規定が示されたが、この二つの部会の委員の選任について、私、委員長の一存で決めるのは大変難しい作業である。
については、部会の規模、委員構成のイメージ等について各委員から意見をいただきたいが、審議を迅速かつ効率的に進めるという観点から、すべての委員の方が部会に属するというのではなく、一定程度人数が絞られたらと思うが、各委員の意見を伺いたい。

【中川委員】

- 一定期間のうちに実効ある検討を行い、かつ効果的な対応と方策を取りまとめることが求められていると考える。したがって、機動性などを考慮して、ある程度コンパクトにまとめた形にして部会を設置したらいかかと思う。具体的には、一部

会当たり10名程度の委員ではいかがか。

また、委員の構成であるが、各部会の検討テーマの内容からすると、「地域金融の再生」の部会には金融機関の委員の方々を中心に、「県内産業及び地域の活性化」の部会には県内経済団体の委員の方々を中心に選任していただくのが適当ではないか。また、学識経験者の方々については、その経歴を勘案して、バランスよくそれぞれの部会に選任いただければよろしいのではと考える。

【藤本委員長】

- 中村委員から、具体的な規模、構成について提案があったが、ほかに意見がないようなのでこのような形で進めさせていただくことにしたい。

二つの部会の委員の選任については、後日、事務局を通じて各委員のご意向を伺い、部会長の選任とあわせて私から指名させていただき、皆様に文書でご通知を差し上げたいと考えるがいかがか。

(各委員から異議なしの発言)

- それではこのような形で進めさせていただく。

(4) 次回の会議について

【藤本委員長】

- 次に議題4の次回の会議についてであるが、二つの部会を設置するという事で、次回の会議はそれぞれ分かれて開催することになるが、部会委員の選任が済み次第事務局と日程を詰めてご連絡するという事でよろしいか。

(各委員から異議なしの発言)

- それでは日程を事務局と調整して、おって開催の通知を出させていただく。
なお、本日の会議の結果については、前回と同様要旨をまとめて送付する。

(5) その他

特になし。

3 閉 会